

衆議院

地方行政委員會議録第十五号

平成十一年五月十一日(火曜日)

午後五時十八分開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

理事 谷 洋一君

理事 宮路 和明君

理事 古賀 一成君

理事 樹屋 敬悟君

理事 小島 敏男君

理事 中野 正志君

理事 平沢 勝榮君

理事 藤本 孝雄君

理事 宮島 大典君

理事 保岡 興治君

理事 葉山 峻君

理事 松崎 公昭君

理事 富田 茂之君

理事 穀田 恵二君

理事 知久馬 三子君

出席國務大臣

自治大臣 野田 毅君

出席政府委員

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官

委員外の出席者

地方行政委員会 専門員 黎沼 朗寿君

本日の會議に付した案件

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十二回国會議法第七九号)

○坂井委員長 これより會議を開きます。

第一類第二号

地方行政委員會議録第十五号

平成十一年五月十一日

第四百四十二回国會、内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川でございます。  
野田大臣には、参議院の審議の後でまたこの委員会で審議に御出席をいただきますとして、大変お疲れのところと思いますけれども、あとしばらくの間御辛抱をいただきますというふうに思います。  
これまで、この住民基本台帳法の改正案につきましては、いろいろな質問あるいはまた参考人の意見聴取などにおきまして、問題点がいろいろと明らかになりつつある段階ではないかというふうに思います。そういう意味で、大変国民に関係のある大事な法案でございますから、問題のあるところについては細かくちよと質問もさせていただきますというふうに思います。きょうは、私は、特にこのネットワークシステムがつくられたときの経費、そしてまたベネフィットの問題について的を絞りますので、この点についてお聞きをいたしたいと思ひます。

私の手元には二つの資料がございます。一つは、平成八年の十二月に出されました住民基本台帳ネットワーク懇談会の意見の概要に添付をされた資料でございます。ここには、システム構築に要する経費と時間的な節減効果に関するものが記載をされております。もう一つの資料というのは、平成十年の三月にこの法案が提出をされたときににつくられた資料でございます。これも経費とベネフィットについてまとめられたものでございます。

この平成十年の資料でございますと、ネットワークシステムの基本的な導入の経費、いわばイニシャルコストというものが約三百九十五億円、そして、システムが稼働をいたしました後毎年要する

費用というものが百九十八億円ということになっております。経費はこのようになっております。ベネフィットの方は、行政側が約二百四十億円、住民側が二百七十億円、計五百十億円ということになっておりまして、稼働二年目には採算がプラスになるといふような試算でございます。

つまり、この資料でございますと、コストベネフィットの面からいまして、システム導入には大きなメリットがあるという主張でございます。

しかし、この二つの資料を読みますと、一年三カ月の間に大きく数値が変わっているところが見られます。まず、毎年要する費用は、二つの資料によりましていづれも百九十八億円、こういうことになっておりますけれども、しかし、その内訳が大変異なっております。

少々の違いというのではなしに、例えばハードウェアリースの費用というものが、平成八年度の費用では一年間で百三十四億円かかる、こういうことでありますけれども、この法案が出たときに出来た平成十年の資料でございますと、これが何と九十三億円に減っております。

それから、ソフトウェアリース費等、これもまた非常に変わっております。名前がソフトウェア保守料等というふうに変わっておりますけれども、二十九億円が六十二億円と、約倍にふえているところがございます。しかし、その合計の一年間の費用というものは、どういふわけかこの二つの資料でびつたり百九十八億円、こういうふうになっておりまして、この資料を比べますと、まことにこれは不自然と言わざるを得ません。

それで、どうしてこういうような科目間の移動が生じたのか、また、合計はどうしてこんなにびつたりするのか、中身が変わっていて、何で合計だけこんなにびつたり合うのか、まずその点についてお聞きをいたします。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。  
委員御指摘のとおり、平成八年の十二月段階の試算例とそれから法案を提出した平成十年の三月段階の試算とは、数値、項目に若干の差異がございます。

ちよとお話し申し上げておきたいことは、これらの経費の試算は、いずれもネットワークシステムの基本的な導入経費とそれから年間経費につきまして、一定の前提のもとで行ったものでございます。試算につきましては「全体経費及びその内訳は、必ずしも精査されたものではない。」という注も付されたところでございます。まず、こういう試算であるということをお理解いただきたいと思ひます。

そこで、お尋ねの点でございますが、具体的にシステム稼働後毎年要する経費、このうち平成八年十二月段階の試算では、ハードウェアリース料というもののうちハードウェアの保守のための経費というものを含ませておりました。これを三月段階の試算では整理し直しまして、移動してあります。その点で数字が動いております。具体的には、保守に係る経費というものを一つに整理するというところで、ソフトウェア保守料ということで、この中にハードウェアの保守のための経費とソフトウェアの保守のための経費などまとめまして、整理してあります。

ハードウェアの保守のための経費をハードウェアリース料からここの保守料という項目に移動させた、こういうことで、主として内訳の整理のために項目間の数値の入りくりをさせたというために、結果的に経費の合計額の変更にはなかつた、こういうことでございます。

○細川委員 そういふふうに言われますと、それでは、ずばり通信回線料、これは平成八年の資料

でいきますと三十五億円、平成十年のこの法案が出てきたときには四十三億円、通信回線料というので三十五億が四十三億になっている、これはどういうことでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 この点につきましては、八年の十二月時点と十年の三月時点とのタイム的な違いによりまして基礎的数値に変動が出てきていますので、それを積み上げたもので変わってきております。

○細川委員 それでも、三十五億が四十三億になるといふのはちよつと理解できません。

それでは、例えばこのハードウェア費というのが平成八年の資料では百三十四億円となっておりまして、この内訳は、全国センターが六億、そして都道府県センターが四十四億円、市町村が八十四億円、こういう内訳で百三十四億円、こうなっておりますけれども、それでは、平成十年の方のハードウェアリース料、これは保守料の方を減らしたということで九十三億、こういうことになっておるようですけれども、これに關しての、例えば全国センターあるいは都道府県センター、市町村という内訳はわかりますか。どういふふうな内訳になるのか。

通告しておりませんでしたから、もしわからないということならばそれで結構。わかれば教えてもらいたいし、わからなければまた後で教えていただいても結構ですけれども。

○鈴木(正)政府委員 場所別といましようか、それぞれの機関ごとでどういふふう負担するかということとは、八年十二月の段階でも、注にございますように、かなり前提を置いて整理している点がございいます。

それで、今の段階の数値については、全く今はわかりません。

○細川委員 平成八年のときには、それぞれ一年間に要する費用として合計百九十八億円の経費を出して、そして、そのそれぞれ場所別経費として、全国センター、都道府県センター、市町村の負担割合も出されているわけでありまして、こ

れは早急に、一体どういふふう場所別の負担になるのか、計算をして、また後で御連絡をいただきたいというふうに思います。

次に移りますが、これは、このネットワークシステムを導入することによる費用の件で御聞きをしておりますけれども、私の方から見ますと、当然計算されてこの費用に入っていないけれどもいい、そういうものがあるけれども、資料を見ましても全く出てこないところがございます。それについて御聞きをいたします。

この法案では、各都道府県に本人確認情報の保護のための審議会を置いたり、あるいは中央には指定情報処理機関が設置をされるというふうな新しい機関が設置をされます。また、法案の中では、苦情処理だとかあるいは開示請求に対しての新しい事務が生じるということになっているわけなんですけれども、そういう新しい機関ができた、あるいは新しい行政事務が生じる場合、そういう場合は当然行政コストとしてふえるということになりますから、それが計算をして計上されなければいけないと思いますけれども、私が見た限りでは、そういう経費というものは資料の中には入ってきていない。

そこで、一体なぜこういう経費が入っていないのか、また、そういう行政コストというものは一体どれくらいの見積もりなのか、試算があるならば教えていただきたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。このネットワークシステムの構築に要する経費につきましては、システムの基本的な導入経費、それから、システム稼働後、毎年要する経常経費というところで試算を行っておりますので、委員御指摘の都道府県における審議会あるいは指定情報処理機関の運営経費等については、この試算の中には含んでおりません。

この試算につきましては、一定の前提のもとで行ったものでありますのでどうぞ御理解を賜りたいと思ひますが、都道府県の審議会あるいは指定情報処理機関の模様、規模というものは現在未定

でございます。今後、都道府県あるいは関係情報処理機関が関係機関と協議をしながら決定していくこととなってきてまして、それによつて所要の経費が算出されてくる、こういうふうと考えております。

それから、苦情処理、開示請求に係る事務経費というのものもあるわけでございますが、これらの事務経費を一概に今の段階で見積もるというのはなかなか難しいという性格のものでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○細川委員 今答弁がありましたけれども、しかし、この法案の中には先ほど言いましたような新しい新しい機関が設置をされるというふうな、当然その行政コストがふえるというふうな、そういういわゆる当然のコスト増のところが含まれていないということ、今の段階ではなかなかまだそれが計算できないというふうな答弁では、まことにこのコストの試算自身がさんざん試算ではないかというふうな思われてもやむを得ないのではないかと。あるいはまた、逆に考えれば、コストを低く抑えるためにわざわざそういうものを載せなかったのではないか、そういう作爲があるのではないかと。どういふふうな考えざるを得ないわけでありまして、どうも今の答弁では納得がいかないところでございます。

それでは、次に進ませていただきますが、二つの資料の相違の二項目は、ベネフィットに關するものでございいます。

平成八年のこの資料でいきますと、時間の節減効果で時間のみをカウントしているのに対しまして、この法案が出たときには、この十年の資料によりまして、貨幣価値に換算をいたしているところがございます。それによりまして、行政側では、転入手続の簡素化などによりまして節減時間を算出して、それに公務員の平均の時間給を乗じて、

そこで一定の額を出しております。住民側の方では、手続の時間などが省略されることによりまして節減の時間を算出して、それに住民時給といひますか、時給千円というものを乗じて計算をいたし

ておりますし、また、往復にかかる交通費も具体的に計算をされているところでございいます。

そこで、私疑問を感じますのは、住民側の計算でありますけれども、通常、貨幣に換算をされるものは経済的な行為でありまして、具体的な経済効果をもたらすもの、それが貨幣に換算をされるのではないかと。思ひます。

例えば、専業主婦が市役所に手続に行く、あるいは高齢者が役所に行く、そういう時間が減ったとしても、では国民経済に及ぼす経済効果というものは、これはゼロじゃないかなというふうに思ひます。例えば、パートの労働者が仕事を休んで住民票の写しをとりに行くとかいうようなことにつきましては、これだつたら具体的な、経済的な利益を生む場合もあると思ひますけれども、そういうのは例外的だろうというふうに思ひます。

そういう意味では、利便性というものを貨幣単位で表示しよう、つまり、意図はわからないわけではないですけれども、しかし、本来の経済行為と異なる現象をベネフィットの中に組み入れる手法というのには疑問があるわけでございます。

また、行政側についても同じであります。例えば住民票の写しを交付する事務が半分になれば、では職員が半分になるかという、必ずしもそうではない。例えば、駅前窓口なんかできめ細かい事務をやっているような、そういう自治体の場合なんかは、事務が半減したからといって、では職員を半分にしていいかという、これは必ずしもそこまで結びつかないのではないかと、それに時間はかかるだろうということでございます。

したがって、私は、このシステムを導入することによつて利便性が増すことについては、これは否定はいたしませんけれども、しかし、ベネフィットの試算の前には大きな難点もあるというふうにも思ひます。

そこで御聞きをいたしますけれども、経済効果と結びつかない試算が、そもそも意味があるのかどうか。それから二つ目に、行政事務の節減が、比例して人件費の節減になるのかどうか。

これについて、政府の見解を求めたいと思います。  
○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

このシステム導入によるメリットとして、今お話しのごさいましたように、行政側の職員あるいは住民サイドの、このシステムの導入による削減時間というものを、こういった職員あるいは住民の時間当たりの標準的な人件費などを用いて、いわば数値化可能なものを仮定計算で試算した、こういう試算でございます。

それで、お話しのように、住民の利便性の増加が経済効果と直接結びつかないのではないかと、いう御指摘でございます。一定のコストを要する事業について、その便益をどう評価するかといった御議論だと思います。

例えば、私どもでは、住民側、行政側ともに一定の時間削減効果が見込まれるというふうに試算しております。こうした時間を、住民サイドにおきましては他の活動に振り向けることができる。また、行政側においては、一例として、窓口人員の一部をマンパワーが必要となる部門、福祉部門など新たな行政分野へ活用するということが期待できるということで導入のメリットがある、こういう考え方をとっております。

○細川委員 このシステムの導入することによってベネフィットの効果がたくさんあるんだというところで、どうも無理にいろいろ計算をしているような、そういうふうな受け取りです。

それで、細かくなると恐縮でございますけれども、また二つの資料についてお伺いをいたしたいと思ひます。この二つの資料を比べますと、例えば平成八年の資料であります、行政の転入手続にかかる時間が十分、こういうふうにしてあるのに対して、平成十年の資料では十三・二分になっております。それからまた、転入の手続、これは往復も含めた住民側の手続、これも六十分から七十分になっております。こういう、そんなに時間もたっていないといいますが、間隔もない二つの資料。しかも、自治省さんが関与されている中でこういう算出をする資料の根拠が違ってきて

いるというのは、どうも解せません。

八年の資料では十分であったものが十三・二分になる。それから、住民側の時間が六十分から七十分になる。したがって、そういう長くなった分だけベネフィットがふえる、こういうことになつてまいりますから、そういうのを無理にやっていると、これはおかしいというふうに思ひます。

例えばこれは、十分が十三・二分になることによつて四億五千万のあれが違ってくるのです。六十分を七十分、十分ふやすことによつて二十億六千万がふえるわけなんです。これを合わせると、これだけでも二十五・一億がふえるということでありまして、細かいことになつて恐縮でありますけれども、何かこのシステムを導入することによつてこういう効果がたくさんあるんだ、ベネフィットの数値がふえるんだ、どうもこういうことを無理にやっていると、これはおかしいというふうな思ひざるを得ないのです。これはどうしてこういうふうになるのでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

行政手続に要する時間につきましては、窓口事務の実績などを勘案いたしますと、基本的に十分というところで試算をいたしております。

平成十年三月の資料でございますが、まず転入手続の点でございますが、これは、実は転入側の市町村と転出側の市町村でそれぞれ事務がございまして、それぞれでございまして、この新しいシステムによりまして時間効果が、削減効果が出てくるというところでございます。それらを合わせまして十三・二分ということで試算をいたしております。

また、往復七十分という点につきましては、役所までというが、窓口までの距離とか移動方法とか、これも一定の前提を置いていまして、そういうことで、役所までの往復も含めた住民側の手続時間につきまして、平成八年では一時間と見ておりましたが、往復時間を一時間、それから、窓口で要する時間は十分ということで合計七十分ということといたしまして、新たに削減時間を試

算している、こういう内容でございます。

○細川委員 どうも納得がいきませんね。

細かく申し上げている時間がございせん。どうも私の感じでは、わざわざふやしているのではないかと、この後質問もしようかと思つたのですけれども、細かいことになりましたけれども、交通費なんかについて二百円というふうなことも、では、一体どういうことで二百円というふうにして

いるのかとか、こういうことまで考えますとなかなか難しい。あるいはまた、住民票の写しの交付の省略の件数が一千万件、こういうふうになつておりますけれども、別表の十六省庁九十二事務で果たして一千万件もあるのかどうかはつきりしない。今、私の調査をしているところではそんなに、一千万件もないというふうに思ひます。そういうことで、まだまだ質問もしたいところでございます。

この点につきましては、例えば地方自治体でコンピュータが既に導入をされているところ、あるいはこれから導入しようとするところ、いろいろありますけれども、そういうところでこのシステムができることによつて百億円の削減ができていく、こういうようなことにもなつておりますけれども、果たしてそうなのかどうかという疑問も大変ございます。

そういうものも問題点、あるいはよくわからない点、これらについてまだ質問もしたかったわけですが、時間も時間が終わりますので、最後に委員長の方に申し上げたいのは、いろいろな疑問もございまして、さらに審議時間もおとりをいただいて、それぞれの問題点について慎重な審議、質問時間もとっていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○坂井委員長 次に、古賀一成君。

○古賀(一)委員 民主党の古賀一成でございます。もう三度目のこの法案についての質問でございますが、まだまだ疑問点はたくさん多いという思ひでいっぱいございまして、今、細川委員の方

から、コストベネフィットといいますが、費用対効果の点でも質問がございまして、横で聞いていて、私もちょっと合点がいかないという感じがしております。

きょうは、私は一時間の時間をいただきまして質問をするわけでございますが、どうして今から質問するような質問をするんだというところを、前提をまずはつきり申し上げておきたいと思うのです。

私は、この法案については、いろいろな論点が冒頭の質問で申し上げましたようにあるのですが、この段階でちよつと整理してみますと、いわゆる一方的に行政が情報を集める、市町村から道府県へ、道府県から全国センターへ、こういう流れが構築されるという案でございました。その場合、個人情報保護法制というのが本場に確立しているのだからかという点、むしろこれが先ではないかという問題認識がございまして。

二番目に、コンピュータシステムとネットワークの信頼性、これはなかなか我々素人にとつても不気味というか、わからない面でありまして、これも、コンピュータの専門家にいるる聞いても、この世界はまだ未知の世界という答えが返ってきます。そういう面で、一億二千五百万人の住民に、国民に番号をつけていけば集約化するというシステムというのは本当に大丈夫だろうか。とりわけ、高度の漏えいによつてデータマツチングが起つて、いわゆる個人情報報が至るところで集約化され、横行するのではないかと、心配が二番目でございます。

三番目には、地方自治の本旨、地方分権の流れに反しないだろうかという感じが、この法律を読ませていただいたときにございまして。

四番目に、ICカードの御提言がありますけれども、このカードがどこまで生活の利便性に役立つのだろうか、行政による個人情報管理の第一歩ということになりはしないだろうかという疑念がございまして。

五番目に、これはいろいろ論議をされるところ

でございしますが、本システムの導入を契機に、いはば将来の法改正によつて、本人確認情報以外の情報への利用拡大とか、ひいては納税者番号制度の導入とか、いろいろな意味での中央主導の制度にこれが使われることはないのだろうか、こういう基本的な疑問といいますが、思いが実はあつたわけでございます。

そういうことで、きょうは、ICカードの実態論であるとか、あるいは政策論とかシステム論を質問しようと思つたのですが、その前に、やはり歯どめになるのは法律の条文でございますから、やはり条文をしっかりと、自治省からペーパーをたくさんいただいておりますけれども、それが条文上、本当に確実に担保されているかということを、やはり最後のよりどころは法律でありますから、見なければならぬということで、実は連休のときに見ました。

そうしましたところ、今まで聞いておつた説明が、必ずしも条文にはあらわれていない。つまり、運用に任されている。省令に任されている。そうした場合、これは、今後、便利だ便利だということとで、省令、政令で任された分野はどんどん拡大するではないかというようなこともございまして、きょうはしっかりとこの法文のつとつた質問をさせていただこう、こういうつもりで用意をしたわけでございます。合計三十三問あるわけでありまして、一時間では終わらないと思うのですが、きょうはできる限りのところまでいきたいと思ひます。

そして、その前に、おとこの新聞、あるいはきのうの新聞を見られたらわかるとおり、N T Tの職員によるいわゆるデータの漏えい、こういうものがあつたのです。今まで、どちらかというとネットワークは専用回線で大丈夫、そういうシステム論をやつておつたわけでありましたが、実際のところは、情報の専門家に聞くと、全部やはりヒューマンファクター、ずばり人間の弱さ、そういうところから漏れているのです。それがまさに今度のN T Tの漏えいにもなつたわけでありま

して、あれだけのお金をもらつていて、あの新聞を見たときに、N T Tの職員が電話番号情報を流して金をもらつて、あるいは将来、この制度がしっかりとつていなければ、市町村の職員、本人確認情報を提供という事態が大いに起こるだろうと私は思うのです。それを踏まえて、条文中、これがどこまで担保されているかということ、今から質問させていただきたいと思ひます。

まず第一点でありますけれども、今の細川委員の質問に関連すると思ひますが、法第十二条の二第一項に「自治省令で定める書類」という記述がございします。この書類を出せば、住民基本台帳カード、例のICカードを出さずとも、実は住民票の写しとれるのです。つまり、既存のある資料を出せば、カードなしに住居地以外の市町村でも住民票の写しとれるという制度がもう既に用意されておるわけでありまして、これは、どういふ資料を出せば、住民基本台帳カードがなくとも他県、他市町村でとれるのでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。十二条の二は、いわゆる住民票の広域交付の規定でございます。住所市町村以外の全国どの市町村でも住民票の写しとれる。その際に、今お話のございましたように、住民基本台帳カード、または自治省令で定める書類ということでございます。それは、運転免許証など本人を確認するに足る書類とする予定でございます。

詳細につきましては、今後検討してまいります。○古賀(一)委員 私は、これまでの受けた印象で、このICカードを含む住民票カードを持てば、これで初めて他市町村でとれるというふうと思つておつたのですが、大半の成人が持つております免許証でも、実はカードなしでもとれるということなんです。そうしますと、先ほどのコストベネフィット論といいますが、時間便益の算定に、カードは持つていて、前の市町村に行かなくてもいい、免許証でも今の制度でも済む、そうならば、そのコストベネフィットといいますが、いわゆる便益

にどこまで入つていのかという疑問も生じますけれども、時間がないのでそれはもう聞きません。二番目でありまして。

二十四条の二、第二項から第五項に政令で定める事項というのがございまして、転出の場合、住民基本台帳カードを持つていても、カードの交付を受けていても、付記転出届は必要だという規定になつております。そして、今度転入届をするときに住民基本台帳カードを添えて出せば転出証明書不要、こういう構成になつております。

僕がここで特に聞きたいのは、引越越しをする、転入地に行く、カードを持つています、カードを見せていわゆる手続を終わつた場合、そのカードというのは発行市町村、つまり転出地に戻さなく、引越越しのようか。そこら辺、引越越しの場合、カードはどこに残るのか、それを教えていただきたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。引越越しした場合に住民票カードが出ていた場合ですが、住民票カードは引越越し先の、転入地の市町村に返す、こういうことになっております。○古賀(一)委員 そうしますと、前の転出地の市役所なりから発行してもらつて、そのカードにその前に聞きましたけれども、このカードは、カードを発行してもらふ人はもちろん任意だ、申し出によつて発行するのですが、お金を取るのですか、そのコストはだれが負担するのですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。住民票カードにつきましては、一定の実費につきましましては住民の方に負担していただくというところで考えております。○古賀(一)委員 結局これは国民総カード形態にならないように、ある理由によつてやはり任意だという仕組みになつていきますから、それはそれでいいと思ひます。しかし、だから今度は、ただじゃやれませんが、金を取るということになるのです。そうなりますと、そのカードは、申請者は金を払つて発行するから、当然その人のものだと思ひます。それが、転出したときには引越越し

きた先の市町村に戻すということになるのです。これもちよつと私は疑問に思ひます。問題は、例えば前の市町村で、条例によつて医療福祉カードに使ひます、献血の経歴も、あるいは五色町の例によればアレキギー体質があるなしというような情報も、個人の情報を入れているわけですよ。そうすると、八千字のICメモリーに入つた情報を引越越し先の市町村が取り上げるということになる、ICメモリーのカードというものの個人情報のはだれのものかという根源的な疑問に行くと私は思ひます。これは極めて重要な問題だと私は思ひます。ICカードをお金を払つて住民がもつた、便利に使つた、しかし引越越しした。そうしたら、そのメモリーは次の転入地の市町村が取り上げる。そうならば、カードの中のメモリー、記録、それはだれのものかということが問われ、これは非常な重要な問題であります。そこ

と論議をして位置づけをすべきだと思ふし、自治省と都道府県が相談して決めるというような話ではないと思ふ。

この点、論議がはつきりしましたので、私は次の問題としておきます。納得したわけではあります。これはしっかり自治省の方も、これは重要な――私は、軽んじていると思うのですよ、ある程度そのメモリー内の情報というものを軽く見ているのじゃないかという気がこの条文を見てしたものです。だからこそ、メモリーの情報があるいは自由自在に使われ、自由自在に破壊され、あるいは取り上げられ、私は、これはこの制度の根幹部分にかかわる問題だと思つて質問したわけでありました。論議ははつきりしましたので、もうこれ以上追及しませんが、次に移りたいと思ふ。

次に、二十四条の二、第四項に言う政令で定める事項というのがございます。これはどういうものかといふと、転出地市町村が転入地市町村に通知する事項でございます。

これは確認でございますけれども、どういう事項を通知するということを政令で決めようとおられるのか。これも場合によつては非常に重要なファクターを含みますので、政令事項ではございますが、あえて質問させていただきますかと思ふ。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

この規定は、引越をした場合に、転入届があつたときの段階の規定でございます。ここで、政令で定める事項といたしましては、住民票コード、それから現在転出証明書に記載事項として規定することになっておりますが、その事項を予定いたしております。

○古賀(一)委員 これは政令で決めることになっているのです。だから、今の御答弁で今はいえ、政令で定められるわけで、私が危惧をいたしますのは、例えばA市町村に住んでいた、ここで医療カードとしてこれを活用していた、B市町村

に転入した。そうした場合、B市町村でも同じシステムで医療の情報をICカードに入れることをやっています。だから、ぜひそれはB市町村といふますか、これは運用に入れば、市町村間でICカードの、そういう前の市町村で入れていた医療情報、医療はまだいい方ですよ、いろいろな情報もあわせ送つてくれという話に法文上なり得る仕組みになっている。

だから、これが便利であるからこそ、どんなそういう政令で定める事項で、その他両市町村で合意した事項なんというところで、そういう個人情報、私は、この法文上からいへば将来拡大していくおそれもあるので心配をしておるわけで、これはもう少し、政令で定めるといふ、政府部内というか省庁内部で自由になる事項でいいのかなという心配を持っていますが、この指摘に対してどうお考えでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 この規定は、先ほど申し上げましたように、引越をした場合に転入地の方に転入届を出す、その場合に、転入地の市町村と転出地の市町村の間で情報のやりとりをしていくわけですね。そのところをネットワークでやろうというものでございまして、基本的には、転入届の届出から、一番そのポイント、現在転出証明書でやっている事項というのが重要情報であります。それに住民票コードが今度入りますので、住民票コードと現在の転出証明書の記載事項というものを予定しているわけでござい

ます。お話し、ICカードの中の市町村が条例に基づいて独自にやっている部分につきましては、これは全国的な事例でもありませんし、ここで独自でやっている部分については二十四条の二の規定するところとは全く違ひますので、その面の御指摘は当たらないんじゃないかと思つております。

○古賀(一)委員 そうしますと、両市がともに条例で目的として医療情報というのを書いていた場合、この法律の条文とは離れて、前の市長さんに、

転入地の市長さんという方が、医療関係情報をぜひください、送つてくれというところは、今のお話ですと法律上は関係がない、できるというふうには私は聞かされたのです。そうすると、これは個人情報がいける市町村間で動き回ることになると私は思ふんですね。これはかなりゆゆしき事態ですが、これは条例でありますから知らないというところで済むのかと思ひますが、いかがでござい

しょうか。○鈴木(正)政府委員 お尋ねの、ICカードを活用して市町村が周辺の市町村と連携をして住民の福祉のために行政サービスを行つていくということとはあり得ると思ひますが、その情報をこのネットワークに乗せてやるということは予定してありませんので、できないと思ひます。

○古賀(一)委員 今のはこの法律上のシステムではできないというふうに明言していただいたと理解して、次の質問に移ります。

それで、これまでの説明の中で一番心配されるのが、いわゆる市町村から県、県からいわゆる指定情報処理機関、こういうところに行く、移るところで情報の漏れがないかという、つまり専用回線の論議だつたと思ふんですね。専用回線でありまして、この話を聞かして、この前は、大山先生に専用回線が本当に大丈夫ですかと聞いたわけですが、法律上こういう規定になっているんですね。

例えば、二十四条の二第五項、三十条の五、一、二項などなどは、電気通信回線を通じる通知というのが法律上明記されておるわけですが、この明記がない規定もあります。それは後ほど申し上げます。電気通信回線を通じる通知というのが、これは専用回線であるという縛りになるのか、私は、法文上、一般公衆回線だつて電気通信回線じゃないかと思ふんですが、法律上それは担保されていないと思ふんですが、どう判断すればよろしいんでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。お話しのように、専用回線は通信相手を特定で

きますので、不特定多数の利用を前提とする公衆回線に比べてセキュリティが高いということでございます。このネットワークシステムにおきましては、セキュリティ確保の観点から、現段階においては、電気通信回線としては公衆回線ではなくて専用回線を用いることにいたしております。

お話し点でございますが、その各規定において電気通信回線と規定をしております、専用回線といたしておりますが、これは技術的ということもありまして法律上規定されていないということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○古賀(一)委員 これはもちろん内閣法制局を通じてきたあれでございますが、この法システムのいわば売りといひますか、アピールのポイントで、専用回線、大丈夫です、こういうことになっておるんですが、法文上はこれは読めないと思ひます。仮に専用回線が高いとかいふばいだと、そうなる、結局、この法文上は専用回線と書いていまいせんから、電気通信回線である一般回線ととりあえず使つた、それで漏れた、でもそれは法律違反ではない。自治省のパンフレットに書いてある事項とはそこは来すけれども、法律違反ではない、こういうことになるんじゃないかと思ふんです。

これは極めて重要な事項でありまして、私は、これは法的縛りをはつきりと書くべきじゃないか、かように思ひます。これは重要な点ですから、もう一度御見解をお聞きしたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

今ほどお答えしました考え方によりまして法律上規定はいたしておりますが、専用回線であるということ、何らかの措置を自治省としては考えてまいりたいと思ひます。

○古賀(一)委員 これは、実は後ほどの質問にも絡むので、とりあえずペンディングで置いておきます。説明は承りました。

それでは、次の質問でこれが絡むのですが、他

の市町村や他の執行機関への本人確認情報の提供というサービスがあるんですね、法三十条の六であるとか幾つもございまして。これは電気通信回線を通ずる通知という規定がないんです。つまり、市町村、A市とB市の回線。これは本人確認情報については縛りがあるんですよ、その他のものについては、市と県のものはあるんです、これは電気通信回線とはつきり書いてある。県と国も、国といいますが、中央もつきり書いてある。

しかし、他の市町村、つまり、市町村間や他の執行機関、教育委員会あるいは公安委員会だ、そういう委員会に本人確認情報を渡す場面がこの法律では想定されておるんですが、たくさんあります。この回線については電気通信回線という縛りが、この言葉すらないわけでありまして、これはやはりディスクを持つていく、フラスコでも構わない、こういうことではないのか、この書き分けた趣旨、それをお聞かせいただきたいと思うんです。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

この規定は、市町村長が、他の市町村長またはその他の執行機関に対して、条例で定めるところによつて本人確認情報を提供する、こういう規定でございまして。この場合、市町村の判断によりまして、電気通信回線だけでなく、プロセッサーディスクなど磁気媒体などによりまして本人確認情報を提供することがある、それも想定されます。したがって、電気通信回線を通じて提供するといふふうには法律上規定をいたさなかつたところでございます。

いずれにしても、市町村の当該条例においてセキュリティが十分確保できるように、本人確認情報の提供方法を定めるように要請をしていきたいと考えております。

○古賀(一)委員 わかりました。何で書き分けてあるんだらうと思つて疑問に思つておつたところ、これは、つまり市と県あるいは県と全国センターはもう一定のラインだから専用線ということできる。しかし、三千三百余の市町村同士が結

ばれるときは、これは専用回線でやるとコストも膨大、専用線もないかもしないというような概念で、横の連携、市町村の連携、情報連携といいますが、情報提供はあり得べしだけれども、それは電気通信回線という縛りを設けない、こういう御説明だつたと思うんですね。だからこそ、これはディスクでもいい、縛りがないということになれば、これは一般公衆回線でもいいというふうになると私は思うんですね。

それで、一番の問題は、要するにこのコンピュータの問題というのは、一般公衆回線とつなげば必ず漏れる、その世界であるところに問題があるんです。だから私は非常に心配しておるわけで、一般公衆回線とつなげば必ず漏れる世界がこの世界なんです。自治省の御提案された方式は専用回線とおっしゃるけれども、市町村間の連携とかほかにもあるんですよ、肝心なところでいうと、何と公衆回線で結ばれている。ここにこのシステム全体にシステムの甘さがあるし、ここから必ず情報漏れえいが起こると私は思うんですね。つなげば漏れる。

そういう面では、私は、この条文については、条文というよりも、市町村間が一般公衆回線でもつながれるというこのシステムについては極めて多大なる懸念を表しますし、何とかしなきゃならぬと思います。これはコンピュータのプロに私が聞いても、この前の大山先生はICチップの専門家だつたんですけれども、ネットワークについてはさほどでもなかったと私は思つていまして、そう言つたら失礼かもしれませんが、この点は、本

当にもう一回、自治省の方も責任を持ってコンピュータのプロ、ネットワークのプロに、こういうシステムでやつた場合に漏れないかというの、後ほど申し上げる中央官庁との関係もそうなんです、絶対慎重に検証されるべきだと私は思います。次を申し上げます。こういう規定があるんですね。三十条の六に、他市町村への本人確認情報の提供義務、こういうのがあつたんです。要するに、

他の市町村へ、求めに応じて本人確認情報を提供しない、こうあるんですが、これは法律でどういふふうに決めちゃうんですね。

ところが、これまでいろいろ議論がありましたアクセス禁止条例というのが皆々としていろいろな自治体で、おびただしい自治体で議論され、市民団体と議論し、人権の観点から要望を受けたりしてでき上がつてきているわけですね。

それが、この条文で本人確認情報については他市町村へ提供義務を課すということになつた場合、私は、何かアクセス禁止条例のじゅうりんといか地方自治そのものを何か否定するような感じにもとれる。これについて条例をつくれば法文上書いてありますから、そうすると、自治省が本条の条例制定のひな形をつくつて、まあどうせやるなら全国一律がいいじゃないかということであつて、それができ上がつてくるならば、いわばこれは、今まで営々として築かれてきた市町村の自発性によるいわゆる個人情報保護の試みというものを、この一条の条文で否定することになるんじゃないかと思うんですね。

私は、この条文は非常に問題だと思ふ。いかようにお考えでございましょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。この三十条の六は、住民基本台帳は、御案内のとおり市町村が一番責任を持つてやつてきている分野でございまして。そこにおける新しい本人確認情報というシステムを付加するわけでございますが、市町村においてまさに自発的に、自主的に市町村同士で事務の執行機関で条例で定めるものから条例で定める事務のためにやりましようという場合に、条例の手續によりまして本人確認情報を提供する、こういう仕組みを設けて、いわば市町村が自主的にほかの市町村と連携してこの制度を活用できる、こういう仕組みでござい

ます。お話のように、現在、アクセスを禁止している

条文、条項を持つて個人保護条例を市町村で制定しているところもございまして。それとの調整の問題でございまして、この他の市町村への本人確認情報の提供については、市町村みずからが条例で定めるところに提供するというところでございまして、他のアクセス禁止条例とこの他の市町村への条例の関係は、同一市町村内における両条例の関係でございまして。したがって、その市町村において適切に、整合性がとれるように整理をされるべき問題と考えております。

〔委員長退席、山本(公)委員長代理着席〕  
○古賀(一)委員 でも、これだけ自治体のアクセス禁止とか個人情報保護条例というのが来ておるのに、この条文はつきりと、同じ市町村内じゃなくて他市町村にあるものについて「提供するものとする」。この「提供するものとする」というのは義務規定なんだろうか、「条例で定めるところにより」とありますが、こゝろ辺の読み方もあります。

今のお話ですと、自治体が任意にそれぞれ話し合つて条例同士を突き合わせてやればよいというお話のようですが、少なくともこの条文を盾に自治省が全国的に指導していく、その提供の仕方、項目というものを今後指導していくということがあつたと、まさにこの前参考人、推進派である岐阜県知事、梶原拓知事が、特にこれはICカードの分野でありましたけれども、地方自主、それがもう最優先だ、全国レベルの統一は許すけれども、それはいわば下請だ、中央が下請を受けるんだ、こういう精神をおつちやつたと思うんですけれども、私は、この規定を根拠に自治省が全国の統一ルールをつくつていくというようなことがあつたらいけないんじゃないかと思うんですね。

それはない、自治体間の条例と条例の突き合わせによつて任意に行われる、地方自主である、それは確認をいただきたいと思うんです。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。そのとおり考えております。

○古賀(一)委員 そういう政府の答弁をいただき

ましたので深くは申し上げませんが、たくさんあるものですから本当はもつと言いたいです。

そこで次に、重要なところで、これまで全国会議員が説明を受けたものは、例の住民票コードの安全性であります。これがいわば名寄せ、ひいては名簿づくり、そしてひいては関連するいろいろな個人情報、流布と販売、こういうのにつながるわけで、問題は、この住民票コードの問題でございます。

御説明によると、これは偏りなく、あるいは固まりなく、乱数によつて全国、一億二千五百万か多し多いのかもしれないが、ガラガラポンで、まぜこぜにした乱数でいわゆるコードをつくる、それをまたまぜこぜにして、はい、これは北海道、これは福岡、これは東京と、まぜこぜにしてばらつかせたまま、つまり偏りがありませんまぜこぜにして、今度、もたらした県がぐじやぐじやにして、柳川市だあるいは世田谷区だとか渡すということになつてゐるんですね。それはそれで説明を聞いたんです。それならば、この下三けた目と四けた目は都道府県をあらわすとか下何けたは市町村番号をあらわすということがないから、この番号そのものが持つ価値というのは非常に下がるから、名簿屋あるいは名寄せ屋、コード番号探し屋がばつこしないだろうと思つたんですね。

だから、それはそれで私は納得しておつたんですが、法律にはどこにもそういうことが書いてないんですね。これは極めて重要な仕組みだと私は思ふんですが、これは、乱数により住民票コードをかくしかじかの方法で割り振るということを法律上はつきり書くべきじゃないかと思ふんですね、三十条の二の規定でございます。

私は、今言つたような安全性というのが法文上は担保されていなくて受けとめたわけでありまして、法律の明文を置くべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

この住民票コードの作成というんですか、あり

方については、これまでかなり慎重な御議論を経てきております。研究会報告でも、「コードは、住民に身近な行政主体である市町村が、あらかじめセンターにより発行された重複しない乱数群の中からランダムに設定することとすべきである」ということで、さつき委員が御指摘のようなことで、その数字自体からは全く読み取れないという性格のものとして考えております。

今回の改正法案におきましては、住民票コードをランダムに設定することについては法律で明確に規定してゐるわけではございません。この報告書の趣旨を踏まえて、プライバシーの保護の観点からということから住民票コードはランダムに設定することといたしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○古賀(一)委員 大臣、本当にこのコードについては、コンピュータの威力といひますか、現に名簿屋さんがばつこしてゐるというふうないろいろな状況がございまして。しかし、私は、この中で唯一の救いというわけじゃないけれども、乱数でやる、そういうシステムでやるということとは、それを聞いて一つその部分については安心した面があるんですが、これは法律上は今のよう担保されてゐない。

私は、今後とも、これは便利になると、何とかまた変えようじゃないかという声が民間から、将来あり得る話だと思ふんですよ。この質問のときに、いろいろな意見がありました。納番に導入すべきだ、もつと拡大しよう、こういう話もありました。そうなつてくると、今度国税当局から、こういう番号じゃ困る、法律上は規定がないじゃないか、じゃこういう番号にしようじゃないかという話もあり得ると私は思ふんですね。

したが、いまして、この導入に際して、やはりこの乱数のシステムというか、ここまで配慮した番号のシステムについては、今後とも必ず乱数によるそういうプライバシー保護を最優先としたナンバリングをするということ、大臣の御答弁としてもいただきたといひ思ひますが、いかがでござい

まいしょうか。

○野田(毅)国務大臣 ランダムに設定するということは大変重要な意味があるということで御評価をいただいたわけですが、確かに法律の条文上での表現にはないんですけれども、今局長から答弁申し上げたとおり、当初からそういうランダムに設定するということを前提としてこの制度を組み立てておるということでありまして、これからその趣旨をきちんと踏まえて運営をしていくというところで御理解をいただきたいと思ひます。

○古賀(一)委員 大臣から答弁をいただきましたので、議事録にも載りますし、それはそれで前に進みたいと思ひます。

次に、たくさんあるんです、時間はどんどん過ぎますので、次を申し上げますが、この法案をずっと読んできたときに、じわじわと、これは地方自治とか地方分権とはいひながら、しかも市町村が一生懸命、転入転出、あるいは亡くなった、生まれたで入れているこの情報なんだけれども、どうも、市町村は何か入力の端末装置みたいな感じが私はずっとこの条文を読んできたらしてきてたんです。その点について私は幾つか質問をしたいんです。

まず、市町村が固有事務として入力したこれらの情報を都道府県知事は利用できる、そしてまた入力したわけではない都道府県知事の執行機関にもこれは提供できる、こうなつてゐるんですね、三十条の八の二項、二項でございまして。こういうたぐいが実はたくさん県と全国センターとの関係でも出てくるんですが、コストはどうなるんでしょうか。つまり、市町村が一生涯入れたものを通信回線で都道府県に送る、都道府県センターは国の機関に送る。国の機関が都道府県から金をもらうよ、手数料をもらうよという規定はあるんですが、むしろ情報をもらった方は、市町村さん情報をつけてあげよう、これだけ使わせてもらつたから手数料を出しますよという話はどこにもないんですね。

少なくとも金の流れでいへば、私はこれは市町村は単なる無償の入力装置みたいな感じがしてならないんでありますけれども、これは市町村に対する財政措置というか、あるいは都道府県あるいは全国センターから市の方にはどういふ資金がどういふふうの流れるんでありましようか、お答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

このシステムはいわば市町村の区域を越えた本人確認のための制度ということでございまして、市町村の間の連絡調整を図りながら、かつ広域的かつ統一的な処理を行うということで成り立つものでございまして。そういう意味では、市町村と都道府県が連携してこのシステムをつくり上げて運営をしていくということでございます。都道府県は広域にわたる事務とかあるいは統一的な処理を必要とする事務などを担うという位置づけでございまして、都道府県をこのシステムのいわば運営主体ということで考えているところでございまして、都道府県においても、法律とか条例で規定するところによりまして、この本人確認情報を利用することができ、こういうことでございまして。

それぞれ、市町村の住民基本台帳処理に要する経費、都道府県にこれに伴う経費については、所要の財政措置ということも講じてまいらなければならぬと思ひます。全国センターの経費などにつきましても、都道府県が交付金を支出するという規定も明らかにしてゐるところでございまして、そういうことでこのシステム全体の運営管理を行つていく、こういう考え方でございまして。

○古賀(一)委員 市町村あるいは都道府県にも財政措置という話がございましてけれども、それは具体的に地方交付税措置ということでございますか。

○鈴木(正)政府委員 このシステムの運営管理にかかります経費につきましては財政措置につきましましては、交付税措置も含めまして、それぞれの団体がこの運営で支障がないように検討していく、こういうことでございまして。

○古賀(一)委員 ところが、市町村とか都道府県



また、このシステムでは、都道府県の事務のうち全国的なものについては、各都道府県が個別に行うよりも、本人確認情報に関する事務を処理するための全国的な組織が一括して行う方が、効率性やあるいは正確性という観点から適当であるという考えのもとで、指定情報処理機関を設置することとしたわけであり、都道府県知事の委任によってこの指定情報処理機関に事務を担わせることにいたしましたということでもあります。

以上であります。

○古賀(一)委員 時間が来ましたのでこれで終わらなければならぬのですが、ただ、私がこういう質問をした趣旨をもう一回最後に確認をさせていただきます。

この制度なりシステムは本当に大丈夫だろうか。それを担保するのはまず法律である。それで見たところ、これだけの問題が出てきた。法律で担保されていない、政令で変えられる、あるいは政令にも書く予定がない、実質上そうする、こういう話がまたたくさんある。私は、きょうは七ページのうちの三ページしか終わっていませんので、あと四ページ、半分も行っていないわけでありませう。

あと、中央官庁と九十二事務、十六省庁と結ぶという規定があります。これも、私は情報が必要で幾らでも漏れていく体制になろうと思っているのです。そういう問題、あるいは、名寄せとかコードを集めてデータベースをつくることについて罰則をかけます、懲役だったですか、という話がありますけれども、これについても、恐らくこの規定では、もう名寄せ屋さん、名簿屋さん大喜びで幾らでもするような法律の立て方になっている等々、制度として法律として十分に検証しなければならぬ問題が本当に多いなと思えました。

加えて、法律が完璧、システムが完璧であつても、人間が悪さをするという問題、実質上どうなのかという問題、もっと大きい問題が実はあるわけでありまして、今後、特に中央官庁、社会保険庁であるとか、あるいは自治体であるとか、ある

いは恩給局であるとか、これが具体的に本当にどういうふうにつながれ運用され、恩給局がどういう入力をしているか。というのは、データがどんどん漏れていくかどうか。結局私は一覧表示を省庁がほとんどつくり始めたなら全部漏れると思うのです。

そういう問題についても山ほどまだ残っております。中央官庁、とりわけ社会保険庁、恩給局あるいは国税庁、そういうところの実務担当者を含め、この法文の質疑の後、ぜひあわせ検証する必要があります。私はこう思っておりますので、委員長に今お願いを申し上げます。

以上です。

○坂井委員長 次に、料屋敬悟君。

○料屋委員 公明党・改革クラブの料屋敬悟でございます。本日は二回目ですが、先日の参考人質疑を受けましていろいろ問題が明らかになつてまいりましたし、あるいは、ただいま古賀委員の質疑を聞いておりまして、あとまだ四ページぐらいあるとおっしゃっていましたが、それぞれ重要な案件でありまして、私どもも大変にあとを聞いてみたい気がしております。

そういう意味で、今古賀委員が最後の方で言われた部分から引き続き、別に連携しているわけじゃありませんが、質問をさせていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど古賀委員が議論されました話なんです、今回のこの住民基本台帳ネットワークシステム、このシステムの中で、本人確認情報を行政機関が利用するということが認められている、それは大変重要な問題でありますから、結果的には今回は法案の形で法律の中で九十二事務を明確にしようということになったわけでありませう。それは、私は当然法律で規定をするべきだといふふうに考えているわけですが、その場合、今回のネットワークシステムの中で、例えば都道府県あるいは国の機関がこの本人確認情報を利用する場合、具体的にどういうふうにご利用のかというシステム上の問題を古賀委員がおつ

しゃっていました。大変心配だという御指摘もありましたので、重ねて確認をさせていただきたいのです。

例えば、県でいきましようか、県当局、都道府県がこの本人確認情報を利用したい、これは当然ながら、利用する場合は法律で定められた者しか利用できないわけですね。それを利用する場合は具体的にどういう利用の仕方になるのか。これはシステムの問題として伺いたいと思うのです。

例えば、県がこの法律で定めた、例えば恩給の事務でもいいです、これを利用する場合は、具体的に私はかつて生活保護の電算化の事務を大変苦しんでやったことがあります。そのときパッチでやりました。オンラインで結んでいないということですね。その都度磁気テープにして、情報を利用する場合は持ち込んで利用する。要するにオンラインで結ばないという経験をして大変に苦しんだことがありますけれども、ここはどうなんでしょう。

利用する場合は、国の機関でも県の機関でもいいのですけれども、これはこのネットワークシステムにどのようにつながるのか、その具体的なイメージを、ちょっとわからないもので、オンラインで結んでもいいのか、あるいはその都度パッチでやるのか、そこはどういう法律の規定になっているのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

利用する場合の技術的な方法につきましては、いろいろな観点から慎重な検討を十分に行つた上で決定していくというふうに考えております。

具体的なお話でございますが、一つはオンライン接続を行う方法あるいは磁気媒体を通じてデータ提供を行う方法などが考えられると思ひます。いずれにしても、この法第三十条の三十三において、情報の受領者、もたらした方は本人確認情報の安全確保措置を義務づけられております。技術的にも、個人情報保護の第一に考えて十分なセキュリティ措置を講じていく必要があるというふうに考えております。

○料屋委員 そうしますと、法律に定められた事務、九十二事務について考えてみても、それについてはやはりオンラインしてもいい、オンラインは禁止されていない、二つの方法があるという御説明でありましたから、オンラインもできるという御回答だと思ひます。

私は、この事務は、今回のネットワークシステムが仮に法案が成立して制度が始まれば、恐らく現場でどういうふうな役人が考えるかといひますと、少なくともパッチはもうごめんだと、パッチということは多分ないだろうと思ひます。それは当然ながらオンラインで結んでいこう。もちろん今の九十二事務というのは定例的な、給付事務であつたりあるいは資格付与の事務でありますから、パッチでも可能だろうと思ひますが、であればパッチでなければだめだ、オンラインはだめだという規定もできるわけでありませうけれども、いや、そこはオンラインで結ぶことも制度的にはオーケーになつていくわけですね。

そうしますと、私は、現場では必ずオンラインで結ばうということに多分なるのだらうと思ひます。オンラインで結んだ場合、そこも大変心配ではあるのですが、今度はその利用する、例えば恩給でも、県の恩給の当局的立場になつてみますと、恐らく恩給の事務を県でやる場合も、国でもそうでしょうが、そこはそこまたデータベースを持つていくわけですね。ほとんどの場合は多分電算化されているわけですね。

そうしますと、この住民基本台帳ネットワークシステムとは別の、もちろん九十二事務それぞれのデータベースというのがあるだろう、もつと言いますと、そのデータベースはもういろいろいろいろな事務でオンラインで結ばれている可能性もある、LANが組まれている可能性もありますね、一カ所で行っているわけじゃありませんから、それぞれの事務所、出先の事務所とオンラインで結ばれている可能性もある。

そうしますと、その住民基本台帳ネットワークシステムではない九十二事務で、許されたその

事務の中を見ても、データベースで動く情報はどんな情報かといえます、例えば、表にしましたら表頭にどういった情報が並ぶかという、恩給であれば恩給の事務は項目は皆並びますね。受給権者から恩給の資格に関するデータがだっと並ぶと思うんですね。その横に、この住民基本台帳ネットワークシステムが始まれば、これが利用できるわけですから、本人確認情報が、住民票コードと四情報と表頭に並んだ表が当然ながらできるわけですね、九十二事務に関しては。これはやってもいいだろうと思うんですね。その九十二事務の中のデータベースの中にいろいろなデータがオンラインで結ばれて動いていくだろう。

これは私、やられるんじゃないかという心配があるんですね。先ほど、完全なセキュリティという話がありましたけれども、現実にはその情報というものは、四情報プラス住民票コードまで入った一覧表が、その部分の事務の中で縦横無尽に動いていく事態になるのかな、こう思っているんですが、そこは私の理解は間違っておりますか。

○鈴木(正)政府委員 個人確認情報を受領した国の機関等で電算処理している場合には、お話のようデータ処理というのでしょうか、ということには行われることはあり得ると思います。

○榊屋委員 局長の説明で、先ほどから、データ受領者については当然そのデータのセキュリティを完全にしろ、こういう今回の体制にはなっておりますけれども、私は、今回の住民基本台帳ネットワークシステム、これは専用回線を使って本館に外と遮断された本人確認情報、これの全国統一のシステムだ、こういうふうに理解をしておりますから、その部分についてはある程度やれるのかな、また、将来の高度情報化社会の中でこういう仕組みも必要かなと思っております。

逆に、それを利用するという立場になりますと、今言ったみたいに、たとえセキュリティについて完全を期しないよ、こういう形にしたとしても、現実には、県のいろいろな機械、先ほど言った恩給のデータベースにしても、いろいろなか

ろへLANでつながっている、そこについては、このネットワークシステムが新しく始めれば、これを使う以上は、より今まで以上にセキュリティをがっちりしなきゃいけませんよということにはなっているんだけれども、現実にはつながっている、どこで電話回線でアプローチできるかわからない。

幾らネットワークシステムをがっちりつくり上げてみても、この住基のネットワークシステムをいかにがっちりつくり上げてみても、例えばファイアウォールという話がありましたけれども、これなんかは本館に外との遮断といえますか、ハッカーを防ぐという意味では極めて私は有益だと思いますけれども、それまでのセキュリティが、例えば九十二事務、いろいろなところでおやりになる、その端末まで本館にきちっとできるかというのが甚だ心配であるわけですが、そこは大丈夫でしょうか。

○鈴木(正)政府委員 国の行政機関等につきましては、御案内のとおり、現在、国の個人情報保護法がございまして、その適用を受けておるわけでございまして、安全確保措置がとられているところでございまして、この住民基本台帳法の新しいシステムによりまして、お話のように、この個人情報確認情報も利用されるわけでございまして、それにつきましては、法律上、安全確保措置を義務づけておりますので、それできちっとした対応をとっていただければと考えております。

○榊屋委員 もう少し具体的に伺いますと、住基のネットワークシステムとそれから九十二事務についてはオンラインができるということを確認しましたね。オンラインは禁止されてない。そうすると、今度はこちら側のこのネットワークがオンラインで外とつながっている可能性があるわけですが、これは絶対つなげない、つなげませんよ、少なくとも、ここのラインにも四情報は流れるわけですから、そこから外には絶対オンラインで結んでいませよということが果たして言えるかどうか。

これがオンラインで結ばれていないのであれば私はハッカーも大丈夫だと思わすけれども、そこは本館に心配だと思わすんです。そこはオンラインで結ばない、どんな端末も、担当者のパソコンも外とはつなげない、つなげることを禁止しているという状況になっているかどうか、もう一回確認をさせていただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 御指摘の点につきましては、この法律が成立いたしましたして、このネットワークシステムを現実はどう技術的に組んでいくかということとかかわってくるわけでございしますが、御指摘の点も十分踏まえて、そのプライバシー保護ということ念頭に置いて、今後十分詰めていきたいと考えております。

○榊屋委員 時間もないので整理しますけれども、この住民基本台帳ネットワークシステム、私は、ある意味では、個人的には、我が党内はまだまとまっておりますけれども、できることなら何とかしたいという気持ちもあるんです。今まで自分が随分苦しんできましたから。だけれども、住民基本台帳ネットワークシステムというのは確かにがっちりガードされている、ただ、今の九十二事務をつぶさに自分が想定してみても、オンラインで結べる、パッチならまだいいんです、オンラインで結べる、そのオンラインで結ぶところのその側のネットワークがあるわけでして、ここががちと遮断されてあれば、言われるとおり確かにセキュリティがあるな、こうは言えるわけがありますけれども、もう、ちょっとのすきもねらつて入ってくる。

先ほどNTTの情報漏えいの話がありましたけれども、この情報というのは価値があるわけでありまして、物すごい価値に貨幣価値を生むわけでありまして、必死になってこれをねらう人がいるという、これを考えると私は大変に心配をいたします。

それから、二点目でありまして、要するに、確かに住民基本台帳ネットワークシステムはがっちりガードされているけれども、九十二事務

についてはつながったところは穴があいているような気がしますよ、こういう御指摘を今申し上げたわけでありまして。

それから、続きまして住民票カードの問題であります。今回の一連の議論、それから参考人の質疑を聞いていまして、カードについてはなかなかまだ理解されていないという気がいたします。それで、この住民票カード、ICチップ、石村参考人も盛んに言われていましたけれども、このICチップが大変に危惧されているわけでありまして。

それで、例えばこのICカード、今回の法案ではICカードについては二つの機能を持たせている。一つは住民基本台帳の本人確認情報、この四情報プラス、これの整理のされる部分と、それ以外に市町村が条例でもってさまざまな機能を付加しようという、この二つの側面があると思うんです。

いずれにしても、八千文字も入っていくような大変な容量のあるICチップ、それが何に使われるかというのは、やはりだれが考えても大変心配なわけであります。あの部分だけ、このICカードをこの法案からそっくり外したら一体どういうことになるのか。ICカードは後でもいいじゃないかという気もしないわけではないわけでありまして、けれども、今回のこのシステムの中でICカードがもしなくなればどういう形になるのか、これをちょっと伺いたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

住民基本台帳カードをこの制度の中からなくした場合でございますが、転出転入手続のいわば簡素化、転出市町村に行かなくて済むということが、それが図れなくなるというのが第一点でございます。

そのほか、やはりこのカードを利用いたしますと本人確認が簡易迅速にできますので、それによる行政のメリットあるいは住民サイドのメリット、例えば住民票の広域交付のときに活用できるということがございます。それから、窓口での

手続がカードが使えればスピードアップされる。また、将来的には自動交付機などの場合にそのカードというものが本人確認の手段として活用できる。

それから、あと、カードにつきましては、基本的には、その仕様というものは、発行市町村と名前ということの基本形といたしておりますが、住民の方の要望によりまして、写真つきの身分証明書になるような、氏名、住所、年齢、性別で写真がつくという様式も考えておりますので、相当、主婦の方などでは身分証明書として使えるといったこともございます。そういった点ができなくなってくるということでございます。

○樹屋委員 私、現在の技術的な面でICカードの高いセキュリティの能力というのは、自分自身が長きにわたって研究してきましたので、そこは理解しているつもりなんです。先ほど言いましたように、全国統一の本人確認情報のこの整理の部分と市町村が条例でもってやりになる部分、これはそれぞれICチップの中で違うキーがきちんと設置されて、暗証番号等も皆用意されて、それぞれがセキュリティを持っているということだろうと思うのです。

ちよつと順番を変えて聞きますと、市町村が条例でもっていろいろな、福祉カードあるいは健康カードとかさまざまな住民サービスを付加してこの制度を運用する、そういう事態を想定したときに、この前五色町の町長さんは、何ら問題ありません、絶対大丈夫ですと、あそこまで言われると、逆にちよつと心配になったわけではありますけれども。

いろいろなサービスの形態が考えられますけれども、住民はICチップにあるものを、自分の情報が入っているのかというのかというのかという形で閲覧できるのか。これは、同僚の富田委員の方からも、プライバシーの保護、いわゆる個人情報コントロール権という話で一度議論をさせていただいていますけれども、どんなふうに関覧できるか。これはなかなか簡単なことではない

のだろうと思うのですが、その辺はいかがでしようか。両方使っている、条例をつくっているいろいろなカードに使っている、そういう市町村において、この前ちよつとそこは聞けなかったものですか、それは、閲覧についてはどんなふうにお考えですか。

○鈴木正三政府委員 お答えいたします。住民基本台帳カード記録事項は、この法律案では、住民が閲覧できるということとはいたしておりません。

まず、全国ベースの、全国共通で使う部分でございますが、この中の情報というのは、いわゆる四情報プラス住民票コードでございます。これにつきましては、基本情報ですから、本人の方はコードは御存じで、必要な場合には住民票の写し等によりまして確認ができるということでございます。

市町村の条例で定めるところによって独自で市町村が活用される、いわば付加的な活用のものにつきましては、条例に基づきまして、いわばカード内の専用エリアに付加情報を記録して利用するというところでございます。これは基本的には条例の分野の問題でございます。付加情報を記録してこのサービスを受けるかどうか、住民の方でこのサービスを受けるかどうか判断して選択されるわけでございますので、それについて法律で閲覧ができる、こういうふうな規定には、なじんでおりませんので書いていない、こういうことでございます。

○樹屋委員 その場合、当該市町村が条例でその閲覧の内容について規定することは可能ですか。

○鈴木正三政府委員 お答えいたします。市町村がどのような行政サービスに活用するかというの、かなりいろいろな場面があるかと思ひます。それからまた、個人情報の保護の観点からどういふふうな条例であわせてやっていくかということはあると思いますが、それは一般的には可能だ、こういうふうな考えております。(樹屋委員「できるということですね」と呼ぶ)はい。

○樹屋委員 今できるというお答えがありましたけれども、もちろん市町村の判断でそこは任せていいのだろうと思うのですけれども、大臣、これは、この前我々は参考人質疑をやったわけでありまして、ICカードについては、このICカードを活用した福祉カードとかさまざまな形というのは、実はまだ市町村行政に定着をしていないのです。

決して私はいまうまういっているとは思いません。これは、私自身が現場で長きにわたって苦労してきましたから、よくわかるのでありますが、私も一度もうまういってという経験がないものですから。それは何で苦しいんだかという、やはり、今言ったみたいに個人のプライバシーをどう守るか、個人のプライバシーと行政サービスを、これをどうバランスをとるか。特に保健、福祉、医療の分野になりますと、医師会、ドクターの御判断や、あるいはその医療情報等で、例えば本人の疾病をどこまで、当然書き込むわけでありまして、それを本人が閲覧できるかどうか、プライバシーの保護というところでは相当突っ込んだ研究をしなければならぬ。

しかし、これを全国統一でできるようにするわけでありまして、まだ全国的にも二十、三十、百という数字にはなかなかならない状況の中でこの制度を始めれば、私は、国としても相当のサポートをしないと、制度設計あるいは今申し上げたプライバシーの保護等の観点から、これは便利なものじゃないか、やろうじゃないかといって、利便性だけを、あるいは行政の観点だけでもってこれをどんどん進めていくと、大変怖いことになるのではないかと気がいたします。

そういう意味では、今のICカードの現状からしますと、これは全国でやろうと思えばどこでもできるようなわけでありまして、場合によつては三千三百通りがあつてもいいわけでありまして、便利だけを追求するのじゃなくて、まさにプライバシーの保護という観点から相当行政としてこれはサポート体制をつくり上げていかな

いと、それぞれの市町村では混乱が起きるのではないかと、こう思うのでありますが、大臣、いかがでありますでしょうか。

○野田(総)国務大臣 私も技術的、専門的なところはよくわからないのですけれども、ただ、今までそれぞれ市町村の中で、何とか住民の利便の問題、あるいは行政の効率性、簡素化といったニーズにどうやってこたえていくかという中で、随分苦労をしながら一生懸命努力をいただいている。

既に二十五以上の団体がこの問題に取り組んで、さらに新たに取り組むというところもあるわけですが、御指摘のとおり、やはり個人情報保護という非常に致命的に大事なテーマについて、その懸念というものの、いろいろな専門的な話を聞くと、うん何となく大丈夫かなと思いつつ、一方で懸念というのか、そういう、情緒的世界と言ふと言ひ過ぎかもしれませんが、専門的にわかれればわかるほど心配な人もあるし、わからなければわからないなりに心配がある、そういうような中で、しかしそういうことだけ言っているてもなかなか物事は進展しない、そのはざまの中でのいろいろな御努力をいただいている。

それだけに、やはりこの点について、御指摘のとおりバックアップしていくような、そういうような環境づくりなり、対応というものがぜひ必要だ、そのようにも思ひます。やはり物事というのは、一つ一つそういう懸念を乗り越え、その作業をしていかなければならぬ。そういう意味でのバックアップということは大変なことだということふうに思ひます。

○樹屋委員 実施までに、たとえこの法案が通つても五年かかるので、その間作業を、そういうお気持ちかもしれませんが、最初に私が申し上げたように、ICカードについては緒についたばかりだというのが、いやいやそうじゃない、本当に苦労して行きていますよということもちよつと申し上げましたけれども、これは自治省だけでやつたためです。特にICカードは、今導



託することができるという規定だということでは、例えば私の住んでいる千葉県の都道府県センターが全国センターに委託しないというふうになった場合に、それはシステム上、どうやって千葉県の都道府県センターが全国のネットワークになるのですか。ちよつと今の御説明ではそこが欠けてしまふように思えるのですが。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

システム上は、県内の市町村のネットワークが県センターの方に行きますから、県センターは、県センターとつと全国でつながっていきますから、それはシステム上は可能でございます。それで、国の機関等への情報提供は、全国センターに委任したところの情報は全国センターから提供される、委任しないところは都道府県から提供される、こういうことになります。効率性においてはかなり落ちるということでございます。

○富田委員 そうすると、全国センターがなくとも、各都道府県センターが直接国の機関とネットワークで結ばれればいいことであつて、何のためにこの指定情報処理機関という全国センターがわざわざ法文でこれだけの条文をつくって設けられるのか、今の局長の説明ではよくわからない、こんなものは要らないのではないかと。梶原知事さんが言っていたように、都道府県センターがそれぞれネットワークを持ってきちんと情報を交換できるような仕組みではないのかというふうに思えるのですが、そこは、この指定情報処理機関というのをわざわざ法文上設ける意味というのはどこにあるのですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

この全国センター、指定情報処理機関というのは、全国的な本人確認情報システムを処理する場合に、専門的な機関が一つのところで処理した方が効率的であるという分野、住民票コードの配分など、機械的なものもございします。それから、ネットワーク構成上、今お話ししましたように、四十七の都道府県がそれぞれ保管、提供すると非常に効率性の面でも落ちるということで、効率性

の観点から全国センターというものがあつた方が適切であるということ、それにふさわしいものを都道府県が委任することによって構成をいたしているものでございます。

○富田委員 余計わからなくなつてきたのですが、効率性的だとか、そういう説明はそれはそれでいいと思うのですけれども、法文上で見ますと、三十条の十の一項の一号等で、住民票コードの指定とかその通知を指定情報処理機関がやるというふうになっていきますよね。そうすると、委託しない都道府県は、都道府県センターがやるわけですね、ここに書かれていないことを。それが全部できるといふことになったら、こんな指定情報処理機関などとは要らないのではないかと、まず一つそう思いますし、これを全国的にやつた方がいい、効率性なんだというところで指定情報処理機関をつくるというなら、これをなぜ国の機関にしないのですか。わざわざ公益法人のようなものを自治大臣が指定する、何でもこんな複雑なシステムにするのかよく理解できないのですが、そこはどうですか。

○鈴木(正)政府委員 このネットワークを支えます全国センターのあり方でございますが、全国センターは、地方公共団体が出資する公益法人というものに、さらに所要の法律で基準を定めて、いわゆる指定法人方式ということでございます。それで、その業務の内容につきましては、一般的な法人監督につきましては、自治大臣が制度の所管大臣として監督いたしますが、本人確認情報の内容面にわたりますことは自治大臣は関与をしないという仕組みでございます。

国の機関でやつたらどうかという御指摘でございますけれども、一つは、国の行政機関あるいは特殊法人ということについては、行革の点から議論をしないでいいかという点の一つと、それからもう一つ、お話しのように、分権の観点からやはり地方団体が主体の運営主体というものが適切ではないかということで、指定法人方式にいたしております。

○富田委員 指定法人方式になると、こういうこ

とになりませんか。法律上は公益法人なんですから、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の法律、この対象になりませんよ、多分。情報公開条例を持っている都道府県でも、都道府県の機関ではないですから、この条例の適用もない。そうすると、個人情報保護というふう考えた場合、この指定情報処理機関を経由することによって、個人情報保護がわざわざ図れないような機関をこの法律で設けるように、そういうふうになっているとしか思えないのですが、そこはどうですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

お話し、行政機関の保有する電子計算機処理に係る、要するに、国の個人情報保護法でございますが、この保護の対象となるのは、国の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報であるということ、御指摘のように、公益法人であります指定情報処理機関の保有する本人確認情報は対象にならないというふうに考えております。しかしながら、本人確認情報の保護につきましては、この住民基本台帳法におきまして国の個人情報保護法を上回る保護措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○富田委員 また何か答弁をはぐらかされた感じがするのですが、実際に、既存の何かを指定しようとしているのか、あるいは市町村に本当に出資させて新たな公益法人を、自治省の指導なり誘導して何かつくるかとしているのか。仮にそれで新しくつくった場合、新しく自治大臣に指定された指定情報処理機関というのは、どうも今の説明を聞いてみると、自治省の天下り先用い何かこの法案でいきなり入れてきたというふうには私には思えないのですが、それはどうですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

指定情報処理機関につきましては、この住民基本台帳法の法律といわば国の情報保護法との違う点を申し上げますと、第三者機関としての本人確認情報保護委員会を設置するということを規定し

ております。また、管理規程の策定、それから役員のみなし公務員規定、秘密保持義務、本人確認情報の安全確保措置の実施義務などを規定することといたしているところでございます。

それから、どういう機関が指定情報処理機関になるのかということでございますが、これは非常に個人情報保護を扱うわけでございますから、それに対する事務を処理するだけの合理的かつ効率的なものでなければいけないということで、都道府県が基本財産の全部または一部を拠出している法人ということ、その中から本人確認情報の処理を行うとする法人からの申請を受けまして、その能力、組織、職員の体制など、法律に定める基準にのっとりまして指定を行うということでございます。

○富田委員 何かまだよくわからないのですけれども、今言われたような規定が確かにあると思うのです。

先ほど、梶原委員の方も質問していただきましたけれども、本人確認情報保護委員会、全然これはチェック機関というか、保護能力がないのじゃないかというふうな指摘もありましたし、この法文を読む限りでは、日弁連の意見書が指摘しているように、目的外利用とか外部提供について国民に通知されることもないし、違法な本人確認情報流出をチェックする方法も全くないのです。

また、その本人の側が開示とか訂正等を要求した場合に都道府県知事や指定情報処理機関が応じなかった場合のその救済手続とか、本人確認情報を消去してくれというような規定も全然整備されていないのです。

わざわざこういう指定情報処理機関、私から見たらちよつと不透明な機関だと思ふのですが、こういう規定を置くのであれば、今私が指摘したような日弁連の意見書にかなり詳しく書いてあるようなこういう救済手続をきちんと置いたらどうですか、こんな機関をわざわざ設けるのであれば、そういう救済手続をきちんと置けば国民の納得も得られると思うのですけれども、このままでは一

体どういうものがそういう指定情報処理機関になるのかも全然わからないし、不透明過ぎると思いますけれども、どうですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

指定情報処理機関に対する自己の本人確認情報の開示請求につきましては、それが適正な手続に従ってなされれば、請求の事由を問わず開示するということといたしております。三十条の三十七で、何人も、磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、その開示を請求することができる、それから、指定情報処理機関は、前項の開示の請求があったときは、書面により開示をしなければならないという規定を明定いたしております。

また、自己の本人確認情報の訂正の申し出でございますが、これに対しましては、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申し出者に通知することとされております。三十条の四十でございます。一部の訂正、追加または削除の申し出があったときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申し出をした者に対し、書面で通知するものとします。

これを受けまして、指定情報処理機関あるいは都道府県知事は、この訂正の申し出を契機といたしまして、法に規定されている市町村長への通報などの措置がとられまして、市町村に通知する、それで市町村における住民票の記載が訂正される、その結果を受けて指定情報処理機関が保有する本人確認情報も訂正される、こういう流れで訂正についての手続が規定されているということでございます。

本人確認情報の消去の問題につきましては、国の機関などの受領者などにつきましては、不要となった情報についての消去というのを含めまして、本人確認情報の安全確保措置を講じる義務が課せられている、このように考えております。

○富田委員 今、条文を読まれたのですけれども、そういう条文があるけれども、その条文どおりに都道府県知事や指定情報処理機関がしなかったと

きにどうするのだという話をしているのですよ。わざわざこういう規定を設けるのだつたら、そういうところまで今回きちんとすべきだというふうに言っているのですが、条文を読まれて答弁されたものではもうどうしようもありませんので、もう時間も来ましたから、最後に、民間利用禁止について一点ちょっとお尋ねしたいのです。

先ほど野田大臣も、民間利用の禁止規定がきちんと置かれて、罰則まで設けられているのだから、この法案はほかの法律と違っていてかなり配慮された法案だというふうに言われていましたけれども、ただ住民票コードの提供を求めることを禁じているだけであって、任意提供は禁じられていないわけですね。この任意提供を受けた者に対する制裁が設けられていませんから、結局、任意提供があったということでの住民票コードが利用される危険がかなりあるんじゃないか。これは日弁連の意見書も具体的に指摘しています。

前回参考人に来ていただいた斎藤参考人の「プライバシー・クライシス」の中にも、その部分が本当に危ないんだということで、罰則規定はないのも同じだ、罰金が科されるまでに相当の手続と期間が必要になって、しかも、その中止勧告の前提である都道府県知事の認定も認定基準もあいまいだ。仮に手続が罰金まで至ったとしても、この間に住民票コードを利用したつくられたデータベースなどの廃棄を命じる規定がない。もうやりたい放題でやれちゃう。

罰金五十万ですかね。どれだけ数を盗み取って、いろいろなことをやれる、民間利用でもできるわけですよね、実際。やられちゃった場合にどうするかというその保護規定が欠けているというのは、これは民間利用を禁止しているんだと幾ら言ってもその部分がはとと抜け落ちていくんじゃないかと思うのですけれども、そこについて何か新しい規定を設けるとかそういうことを考えられませんか。最後にそれだけお聞きしたいと思

います。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

今回の改正法では、住民票コードの民間利用はできないというルールを法律上明らかにすることということで、住民票コードの告知の要求をすることができない、こういうふうになっているところでござい

ます。民間利用につきましては、私人の行為をどの段階から禁止できるかということだろうと思います。この点につきましてはなかなか難しい問題でござい

ます。私人の行為というものをどの段階で悪質なものとして規制をするかということで難しいわけ

でございます。現在の法案の考え方は、かなり外形的な行為としてその悪質さがあらわれてく

るところで、例えば、契約に際しての告知要求、あるいは第三者のためのデータベース構成、

こういう段階でそれがあらわれてきた、明らかに

たいと思います。

富田委員も質問していましたけれども、この指定情報処理機関の重要な仕事に、住民票コードの割り振りというのがあります。法案の三十条の七の一項、ここで、都道府県知事が各市町村にコードを割り振って指定する。それから同一二項では、あらかじめ他の都道府県知事と協議をして重複しないように調整する旨のことが明記をされております。

それで、この二項なのですけれども、局長にお聞きします。この協議をして調整を図るといふことの前に、自治省令で定めるところによつてこれを調整、協議するとしたためられております。この自治省令の中身なのですけれども、例えば、あなたの県はこの番号からこの番号までこの範囲で使いなさい、そういうことを示すようなことになるのでしょうか。県ごとの割り振りですね、それをどのようにやるのでしょうか。自治省令にそのようなことを明記するのでしょうか。この自治省令というのは何を予定しているのでしょうか。その点をまず聞かせてください。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

住民票コードは、先ほどお話ししましたが、乱数でランダムに出してくる数字でございます。それを何らかの基準で全国の数字を市町村ごとに配る形になります。県ごと、市町村ごとに配りますから、人口比例ということでしょうか、大体の数字が出ますから、それを配分するという機械的なことになります。

したがって、省令では、都道府県間の住民票コードの調整が、手続関係のことを規定する予定でございますが、詳細は今後検討していく、こういうこととございます。

○署名委員 法案では、都道府県から委託を受けた指定情報処理機関が協議、調整をして割り振るとなっております。そうですね。三十条の十以降に委託される中身が全部示されています、コードの調整、コードの割り振りも、県知事から委託を受けて割り振るといふこともこの指定情報機関



されていたと思うのです。

三十条の三にそのことが書かれております。その三十条の三の二項、「その旨その他自治省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。」つまり、この三十条の三の二項は変更請求の規定でありますけれども、その中に、「その他自治省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出」する、こういうふうになっております。

行政コードだというふうに変わってきたかなめとなつてこの変更請求の中身、自治省令によつて定める事項というふうになっております。一体これは何かということ。そして、御本人が、これは私は変えてもらいたいということを言えば、自由にこの変更はできるのかどうか。さまざまなハードルをつくつて、実際はできないようになるのではないかと不安もあるわけなんです。この変更の中身、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

住民票コードの変更を認めるか認めないか、どのように考えるかというのは、かなり議論をしてまいりまして、結論的には、法律に書いたとおり、理由を問わない、変更請求があれば認めるということにいたしましたことでございます。

それで、省令でございますが、ここでは、申請書には住所、氏名、住民票コードなど、こういったことを書く予定にいたしているところでございます。

○審名委員 住所、氏名、住民票コードの三つですか、そういう予定だという理解でいいのですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

三つが主たるものでございますが、詳細については今後詰めるということでございます。

○審名委員 続いて行きたいと思ひます。

本法案は、本人確認情報の提供を受けた行政機

関がそれ以外の目的外使用については禁止をするということにしております。これも堀部教授に言わせれば、そういう対応をしていることが、より中間報告のときは前進した面だということをおっしゃつたわけでありまして。

しかし、日弁連の指摘でもあるように、この問題は、受領者である省庁が結合することについての罰則規定がない、ここを問題にしているわけでありまして。ここまではつきり規定をしないと、データ結合の危険は残されたままになるんじゃないかという危惧であります。

この点について富田委員が質問したときに、局長は、知事や指定情報処理機関、国の機関は、法律によつて本人確認情報を取り扱うことが認められた公的機関だから、法律に違反してデータ統合を行うことは想定できない、だから結合禁止を担保する措置を設ける必要はないという答弁をされました。

これはおかしいなと思ひました。お上に任せておけという態度だと私は認識をいたしました。逆に、行政機関だからこそ、自己情報をコントロールする権利を責任を持って担保していくという努力が必要なんじゃないかというふうに私は思ふのですけれども、この点については、その後、認識は変わつていないでしょうか。そういう点、どうでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

本人確認情報を受領した機関のサイドのお話だと思ひます。いわゆる受領者と言つていますが、市町村、都道府県、それから国の機関等が本人確認情報を法律の別表に定めるところで認められたという場合につきましては、受領者は、「本人確認情報の提供を求めることができる」とされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供することとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。こう裏と表から明確な規定を置いているところでございます。

この機関は、地方公共団体あるいは国の機関と法律で認められた機関でございますので、先ほどのお話の繰り返しになるかもしれませんが、最終的にはそれぞれの機関のいわば服務規律というところにまつというところで、一応この法律においては、今の条文に反して目的外利用を行うということとは想定できないということで、これ以上のいわば禁止の制裁措置などを置くということは考えておりません。

(山本(公)委員長代理退席、委員長着席)

○審名委員 最大限の個人情報保護を確保するという点について、これが最大の論点になつてきたというところをおっしゃつておられるわけであつて、その点でいえば、やはりこの刑罰規定の問題なども当然はつきりさせないと、私は、穴があると言わざるを得ないわけですね。

それから、大臣にお聞きしておきますけれども、違法な個人情報利用に対しては、国民の側からの中止請求権、それから不服申し立ての手続、これが必要なのではないかと、本法案には明確にされておられません。包括的な個人情報保護法があれば、こういう中身も当然入るわけだと思ひますけれども、それがなければ、このシステムを導入するのであれば明記すべきだと私は思ひます。国民の自己の情報をコントロールする権利という中身からして、当然これは明記される必要があるんじゃないでしょうか。その点について、自治大臣、いかがでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

本人確認情報につきましては利用状況の問題あるいは中止請求の問題でございます。この点につきましては、それぞれの国の機関等が利用する事務、目的というものが法律に明記されているというところで、先ほどの繰り返しになりますが、それぞれの機関が基本的にその法律というものを守つて行われるということで、利用状況というものは、それぞれの記録にログとして残される。あるいは、指定情報処理機関の場合には、国の機関等への情報提供の状況について毎年報告書により公表する

ということといたしておるところでございますので、制度的には明確になつておる、このように考えております。

○審名委員 そこが私は違ふと思ひます。やはり行政機関の側がそういう対応をするということと同時に、国民の側が権利としてそれを持つていく、そこが担保されることが大事なのではないでしょうか。それが自己情報のコントロール権、これを保障する中身になつていくのではないかと思ふのです。それが無いということでは不安である。堀部教授なども、不安だということも言つていました。しかし、今は難しいという意見も言つていました。そういう問題をここにはらんでおるので、個人情報について十分保護措置がとられておるといふようにはとても言えないということを私は指摘せざるを得ないのであります。

同時に、先ほど古賀委員がおっしゃつていた質問の中で私もあらつと思つたことが一つあるもので、ちよつと、レクをしていなかったの申しわけないけれども、三十条の六で電気通信回線という言葉が出てこないという質問をされておりました。そこは、各市町村長が条例で定めて他の市町村に事務を提供する、その本人確認情報を提供する場合に、電気媒体なども使う場合もあるので、電気通信回線ではない、専用回線を使わない場合もあるというふうにお話が出ました。

私の理解が間違つていないかというのですけれども、四情報プラスコードというのはプライバシー情報だということを最初の質問で確認をいたしました。その本人確認情報、プライバシー情報が、専用回線だから安全だと言つておられたのに、実はそうではないという事務がいろいろあるというのを聞いてびっくりしたのです。私の認識が間違つていないかというのですけれども。

要するに、公衆回線でも構わないということになりますと、まさに自治省の方々が言つてきたプライバシー保護のしっかりしたシステムがあるというこの根拠が崩れるような問題が提起されているように私はききょうの時点で感じたのです。

ども、それはどうなのでしょう。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

三十条の六の規定で電気通信回線ということが規定されていなかったという理由、説明としまして、こういった場合には市町村の判断で磁気媒体、フロッピーディスクなどによって本人確認情報を提供することもあり得るということございまして、そういうことを考えて、電気通信回線ということを通じて提供するものと法律上規定しなかったということでございます。

当然、市町村等の条例においてセキュリティが十分確保できるように本人確認情報の提供方法というものを定めるということでございます。自治省としてもそのように要請していくということでございます。

○春名委員 時間が来ましたので、最後に大臣に一言だけ御発言をお願いしたいと思います。

参考人の質疑や今までの議論の中で、やはり国民の中にも賛成、反対、さまざまな立場の角度の意見があるということが非常に浮き彫りになってきているのですね。国民全員に共通番号をつけるというのは歴史的に初めてのことで、だから慎重の上にも慎重な検討が必要です。何よりも国民のコンセンサスが必要で、性急な結論を出すべきではないと思います。

この点で、自治大臣として、現状、国民的なコンセンサスの重要性をどう御認識されているのか、また、そのコンセンサスが今できているのかどうか。やつと議論が始まったばかりだというのが私の認識ですが、その点についての御認識を最後に聞っておきたいと思っております。

○野田(毅)国務大臣 きょうずっとプライバシーの問題に主として焦点を当てていろいろ御議論いただきました。また一方で、極めて急速に進んでおります高度通信情報社会の進展、これにどうやってキャッチアップをしていくのか、そして、世界的なそういういわゆるデジタル革命とも言われるような環境の中で、どういふふうにかこれにやっていくのか、あるいは一方で、住民の利便の

向上ということももちろんありますが、国、地方を通ずる行政改革、あるいはその簡素効率化などというニーズにどうこたえていくか、いろいろな角度からの議論があると思っております。

そういう点で、今回のこの住民基本台帳ネットワークシステムというのは、こうした要請にこたえるために必要な行政サービスの基礎となる全国的な本人確認情報システムということでありまして、また、市町村や都道府県自身が全国的な広域連携を図っていくということは、地方分権の進展のために役立つということでもあるというふうにも認識をいたしておるわけであります。

今申し上げましたような高度情報社会の進展という時代の要請を勘案しますと、やはり二十一世紀の行政情報化の基盤であるこのシステムが現時点でまだ存在していないということ自体が、既におくれているのではないかと懸念もございまして、もちろん、先ほど来御指摘のありましたプライバシーの保護という問題について、十分な保護策を講じていかなければなりません。

そういう点で、このネットワークシステムを早期に導入をさせていただく、そして、新たなものを追加しよう、このネットワークシステムによっていろいろな目的に広げていくというような話もいろいろありましたが、そういう話ものはやはりこの国会における別途の法律作業ということを経た上でなければそちらの方の展開はしないという歯どめの中で、あわせてこのプライバシー保護策ということをさらに強化をしていくことを講じながら、前進をさせていただきたいというふうな考えをおるわけであります。

○春名委員 慎重な審議を心からお願ひしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○坂井委員 次、知久馬三子君。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬三子でございます。大変長い時間、御苦労さまでございます。私も、最後になりましたが、皆様方の御意見を聞く中で、討論が深まれば深まるほど、本当に大変な法案だということがだんだんと身にしみてきました。

そこで、たびたびお尋ねしておりますが、私にとつては何か明快な納得のいく答弁でなかったもので、お尋ねしたいと思ひます。それは都道府県における本人確認情報の利用という三十条の八についてでございます。

この二項には「都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとす」とされております。しかし、これでは条例によつて都道府県公安委員会なども対象となり、権力の執行機関というのですか、これも本人確認情報を利用することができないのではないのでしょうか。この点で自治大臣の御見解を再度お願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

このシステムにおきましては、今お話しのように、都道府県の条例で定めた場合に知事が他の執行機関に本人確認情報を提供できるということとされております。お話しした都道府県公安委員会も執行機関の一つでございますので、条例で定められた場合に限り、知事が公安委員会に本人確認情報を提供することができるということでございます。

この都道府県の条例による利用というものは、地方自治の原則に基づき、条例制定権を尊重しなければならぬということでございますが、条例の制定に当たりましては、国民の広い理解が得られるように、住民の利便の向上あるいは福祉の増進につながるというこの法律の趣旨を十分踏まえて行われるべきではないかと考えております。

○知久馬委員 本当にそれと申し上げたいと思ひますけれども、私としてお聞きしたいのは、条例というものはそれぞれの市町村なり都道府県で決めるわけなんですけれども、今の、住民の利便性だけに置かれていくかという、何かどうにもなるのではないかなという思ひがありましたのでお聞

きたわけなんです。

次に、三十条の四十三のところなんですけれども、住民票コードの利用制限等に関連してお尋ねいたします。

刑事訴訟法のみならず他の法令、一般に立入検査の権限を持ち、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないとする行政法、例えば消防法とか行政組織法などたくさんあるのですが、住民票コードの告知ないし開示が求められる場合は是非についてどのようにお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

三十条の四十三の関係のお尋ねでございますが、民間での住民票コードの利用ができないというルールを法律上明らかにすること、市町村長等以外の者が第三者に住民票コードの告知を要求することを禁止する一般的な責務を規定いたしているものでございます。この場合、他の法律に基づきまして、行政機関などが職務の遂行上正当な理由がある場合に適正な手続で告知を求めるといふことがあるわけでございますが、そういう定めがあるものにつきまして、適正な手続によつて告知を求めるところまで禁止しているものではないと考えております。

しかし、住民票コードを聞かれたからといって、当然これに回答するということではありません。住民基本台帳法の利用制限の趣旨、またそれぞれの法律の趣旨というものを比較考量する際には、御指摘のプライバシーの保護の観点についても適切に検討、配慮すべきだ、このように考えております。

○知久馬委員 それともう一点ですが、その三十条の四十三の内容では、住民票コードの利用制限について実効性を確保するという点で極めて十分であると思ひます。

なぜかといいますと、まず、業として、他に提供されることを予定してデータベースを構成することは禁じられていますが、住民票コードを利用したデータベースそのものが禁止されているわけ

ではないことです。それと、違反の事実があつても、さらに反復するおそれがあると認定する必要があること、認定してさらに勧告する、勧告が守られない場合も審議会に諮り、期限を定めて命令するということになっていきます。これではデータベースを構成した者に対して、データなしデータベースを破壊する権限がないということになるのではないのでしょうか。

命令違反等が四十四条で、先ほども出ておりましたが、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金となつていますが、違法利用される情報の量によつては余りこの罰則規定というの効果がないのではないかと思うのです。この点につきましてはお考えをお聞かせ願いたいと思います。大臣にお願いしたいのですけれども。

○鈴木(正)政府委員 今回の改正法案につきましては、民間での住民票コードの利用を規制するという事で、住民票コードの告知の要求をできないということとしたところがございます。

特に、お話のございましたように、契約に際して住民票コードの告知を要求するというのは、強い立場ということとそういうことが行われることは非常に悪質であるということでございます。また、住民票コードの記録されたデータベースを構成することも禁止しているということと、これらにつきましては都道府県知事が、行政措置ということで違反に対して中止勧告をし、さらに命令を経た上で罰則を科す。こういう形で、都道府県知事の行政措置というものを罰則で裏づけながら、行政指導で適切に対応する、こういう仕組みにいたしているところがございます。これらの措置によりまして住民票コードの民間利用の禁止というものは図られていくというふうに考えております。

○知久馬委員 先ほど聞いたのですけれども、命令違反等についての効果が余りないと思うのです。前の条文の中では一年以下、それと三万円以下の罰金みたいになっていましたけれども、それ

が五十万になったというだけでありまして、そんなに効果はないと思います。

それはそれとして、最後にお聞きしたいのですけれども、民間利用の禁止となつていまして最もそのことが心配されるのが、任意提供があつたとして住民票コードが利用されることです。したがって、住民票コードの任意提供の禁止、それから任意提供を受けた者に対しての制裁規定を明確に盛り込むことが必要ではないかと考えるものでございます。いかがなものでしょうか。これもプライバシーの保護の点では大変難しい面があるとは思いますが、最後にこの点をお聞きしたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

住民票コードの民間での利用というものを禁止するという事で、一般的な責務規定を置いておるところでございます。さらに、先ほども申し上げましたように、行政措置によつてその実効性を確保していくところでございます。

お尋ねの、住民の方が自分のコードを任意に告知するというところでございます。どういう場面があるか、ちよつと難しい面もありますし、また個人の生活にかかわるいろいろな場面も想定されますので、そういったことに対して、今講じようとしております禁止措置に加えて、任意提供に係る規制あるいは制裁措置というものを一律に科していくことは非常に難しい、困難である、このように考えております。

○知久馬委員 ずっとお聞きしている中で一番心配なのはやはりプライバシーの問題だと思ひますので、いろいろな面で、この法律に対する意見等、まだまだたくさんあると思ひますので、できるだけ時間をいただいて、もう少し討論を深めていただきたいと思ひますので、その点をお願いして終りたいと思ひます。ありがとうございました。

○坂井委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十分散会



平成十一年五月二十六日印刷

平成十一年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局